

独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成25年度の業務実績の評価結果

平成26年8月21日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成25年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。平成25年度の当該研究所の業務実績の評価は、平成23年3月に厚生労働大臣及び内閣総理大臣が定めた第3期中期目標（平成23年度～平成27年度）の3年度目の達成状況についての評価である。

当該研究所に対しては、国の機関から独立行政法人となった経緯等を踏まえ、第3期中期目標において、第1期中期目標（平成13年度～平成17年度）、第2期中期目標（平成18年度～平成22年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成24年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成25年度業務実績全般の評価

第3期中期計画に移行し、生活習慣病予防対策、国民の健康づくり施策に科学的根拠を提供するための研究を重点的に行うとともに、研究成果や健康・栄養・食品に関する情報発信を積極的に行い、特に、国民の関心の高い「健康食品」について、安全性・有効性について信頼の高いデータを提供するなど国民の期待に応える役割を果たしていることは大いに評価できる。

第3期中期計画に対しては、国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、これらの重点課題にかかる目標を達成するため、各研究部・センターが相互に連携しながら調査研究を着実に進めている。一方で、経費の節減に関して、数値目標の達成、外部資金の獲得の目標達成など、効率的・効果的な運営がされており、評価できる。

例えば、「健康づくりのための運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究を継続しており、ベースラインデータの横断的分析により、運動と食事の併用効果の知見や身体活動による腰痛有訴率が低値となる知見が得られている。このような運動と栄養を組み合わせた大規模研究は当該研究所ならではの研究であり評価できる。また、全ゲノム関連解析により、新規の2

型糖尿病感受性遺伝子の探索や既知の関連遺伝子の解明も行われており、新たに東アジア民族に特有の3つの遺伝子領域を同定し、また既知の関連遺伝子の一つがインスリン分泌に関わる膵臓β細胞の細胞増殖を調整していることを明らかにした。このように遺伝子まで踏み込んだ研究も評価できる。今後もこれらの研究の進捗が期待される。

食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータの再解析を実施し、貧血の頻度は加齢とともに増加するが、男女別に貧血のリスクを低下させられることを明らかにした。このような研究は日本人の食事摂取基準の改定に資する研究である。

科学的根拠に基づく「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究は着実なエビデンスを蓄積しており、国民の健康食品の利用が増加している現状のニーズに合致したトピックであり、重要かつ高い国民の期待に応える調査研究といえる。また医薬品の併用による相互作用の研究は着眼点もユニークである。

健康増進法に基づく業務である国民健康・栄養調査の集計業務は、通常の4倍の客体数であったにもかかわらず、正確かつ効率的な集計が行われている。

研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数や論文引用度、学会発表が数値目標を達成しており件数のみならず質も高い水準にあるものと評価できる。

国際協力については、WHO 協力センターとして正式に承認されたことやシンポジウムの開催などの国際的連携は評価できる。今後のWHO 協力センターとしての更なる取り組みに期待したい。

情報発信については、ホームページの年間アクセス件数、健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセス数共に目標を大幅に超える成果を収めたことは高く評価できる。エビデンスのある正確なデータや研究成果をどのように国民に普及していくかが重要であるので分析を行うことなどにより引き続き効果的な情報発信に努められたい。

業務運営については、重点業務へ対応した人員配置や民間企業や大学等からの研究員の受け入れ及び研究者の派遣等は高い水準で行われており、研究所の活性化の取り組みは評価できる。

また、中期計画の数値目標である人件費、一般管理費、業務経費の削減については、目標値を既に達成しており評価できる。

財務内容の改善等については、外部資金の研究費の50%以上確保するという目標に対して、54.39%という高い水準を達成できたことは高く評

価できる。共同・受託研究及び寄付研究においても、昨年度を上回る実績を上げており、高く評価でき、平成25年度の目標を十分に達成しているといえる。

以上の点を踏まえ、平成25年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標に基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。

以上のように、これまでの成果は高く評価されるが、更なる成果を期待する観点から以下の意見があげられたので、参考にされたい。

- ① 情報発信にあたっては、健康・栄養に関する情報を専門家ばかりでなく、さらに国民向けに充実させていくことを期待する。
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置のうち、運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、削減において調査・研究の質の低下につながらないように配慮されることが望まれる。
- ③ 連携大学院や民間企業等との人的交流を進め、研究実施が円滑に進むよう努力していることを評価するが、一方で、これらの人的支援が失われると研究の実施が困難になることも意味し、人的交流や共同研究の実施体制づくりに費やされる研究員や職員の作業時間(準備時間)も多いことから、数値目標が妥当か否かを常時見直すことも必要である。
- ④ 調査研究に必要な実験機器等については、耐用年数が超過している実験機器等がほとんどであり、実験機器等の更新が進んでいない。設備投資は研究の効率的な実施、研究成果の発展につながることから、実験機器等の計画的な更新等を行うよう設備投資計画について検討する必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①研究に関する事項について

国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究のうち、「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」に

については、遺伝子レベルから日常の生活習慣に関する疫学的研究まで、ヒト及びマウスを対象とした幅広い研究が行われている。これまで継続されている運動と食事の併用効果に関する大規模介入研究では「健康づくりのための身体活動基準2013」で示された身体活動量の基準の妥当性について検討し、ベースラインデータの横断的分析により、運動と食事の併用効果の研究成果を得るとともに、追跡観察により腰痛に対する介入効果を明らかにしている。このような運動と食事を組み合わせた研究は当該研究所ならではの研究である。

遺伝子解析では、全ゲノム関連解析により新規の2型糖尿病感受性遺伝子を同定し、さらにこれらの遺伝子は、東アジア民族に特有であることを明らかにした。また、このような糖尿病関連遺伝子の一つについて細胞増殖を介してインスリンを分泌する膵臓の β 細胞量を調節するとのメカニズム解明がなされている。

低炭水化物食の肥満改善効果については、脂質の過剰、炭水化物の過少摂取ではインスリン値は低いが脂肪肝は悪化するとの知見が得られた。これらの研究成果が、運動と食事による生活習慣病予防の対策に反映されることを期待する。

「日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究」については、食事摂取基準値策定の根拠となる日本人の参照体位（身長及び体重）を決定するため、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの基準体位やエネルギー及び各栄養素摂取量根拠を算出している。また、食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施しており、特に、高齢者においては男女ともに加齢に伴いエネルギー及びたんぱく質等の栄養素の摂取量が減少すること、貧血の頻度は加齢とともに増加し、男性では魚介類・肉類の高摂取、女性では肉類の高摂取は貧血のリスクを低下させることを明らかにした。これらのデータや研究は、日本人の食事摂取基準（2015年版）策定の根拠として用いられたものである。

また、日本人の食事摂取基準（2010年版）の英語概要版を作成するなど、情報を国内のみならず世界へ向けて発信する取り組みを進めており、日本人のデータに基づいた食事摂取基準の策定に向けて調査研究していることとあわせて評価できる。

『健康食品』を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究については、国民の健康食品の利用も増えており、国民の関心や期待の高い調査研究である。健康食品と医薬品の併用による相互作

用は明確になっていない点であり着眼点も優れている。

また、リスクコミュニケーションに資する健康食品の安全性・有効性情報データベースについても、更新が随時なされタイムリーな情報発信が行われている。

アクセス件数も目標 8 0 0 0 件を超える 1 4 0 0 0 件以上と国民に広く利用されており、安全性・有効性に関する正確な情報の普及や健康被害の未然防止等に寄与しうるものと評価できる。

食育推進のための調査研究については、職能団体等への支援や行政施策への関与に対しても内閣府食育推進評価委員などとして参画するなど食育の推進に寄与している。

研究成果については、原著論文年間 8 0 報以上の目標に対し、1 0 4 報、口頭発表が目標の 2 0 0 回を超え、2 2 1 回と高い水準にあることは評価できる。インパクトファクター 2 . 0 以上の学術誌の掲載が約半分あることや招待講演が国際学会 1 0 回、国内学会 4 0 回あることは研究水準の高さの反映であろう。

研究成果を広く社会に還元するための取り組みについても、一般公開セミナーや技術研修セミナーを実施している。また、研究所の業務について理解を深めてもらうために重要であるオープンハウスは昨年度を上回る 4 2 0 名の参加者を得ている。

研究の実施体制等の整備については、国民健康・栄養調査の集計業務、特別用途食品の表示許可に係る試験への対応強化をはじめ研究や業務に応じた重点的な人的資源の配置がなされている。また、連携大学院、民間企業及び各種研究機関から 1 0 0 名以上の研究員を受け入れるとした数値目標に対し、1 3 4 名の研究員を受け入れ及び大学の客員教授等として 2 1 9 名の職員を派遣した実績は評価できる。

②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」については、平成 2 4 年度調査が通常の 4 倍という客体数に増えたにもかかわらず、調査の精度向上及び標準化を目的とした地方自治体の管理栄養士を対象とした技術研修セミナーの開催や集計ソフトの改良により正確かつ効率的な集計がなされたことは評価できる。また、特別用途食品の許可申請に基づく分析も、目標期間内で結果報告されている。

社会的・行政ニーズへの対応としては、健康・栄養に関連する 6 団体等との意見交換や内閣府等の行政部門との意見交換会を実施して、社会的、

行政的なニーズの把握に努めている。

国際協力については、WHO認定など積極的に取り組み、WHO協力センターとして正式に認定されたことは評価できる。WHO協力センターとしての今後の取り組みに期待したい。国際シンポジウムの開催などの国際的連携や若手外国人研究者招聘事業などによる人材育成、海外に向けての情報発信も英語版ホームページ等を通じて行われており評価できる。特に、日本の長寿と食については、世界の関心が高く、さらに世界に発信することを望みたい。

栄養情報担当者（NR）制度については事業の民間への移管が決定しており、計画に従って、適切に遂行されている。健康食品等に関する正確な情報提供については国民の期待も大きく、国民への直接的なサービスに直結するので、移行においては質の低下を招かぬよう配慮を要望したい。

③情報発信の推進に関する事項について

健康に対する国民の関心は高くなっておりエビデンスのある情報をいかに普及させていくかは非常に重要である。情報発信については、ホームページの充実等をはじめ、「健康・栄養フォーラム」の運用、Facebook や Twitter などの新しい情報提供手段の活用により、ホームページの年間アクセス件数、健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセス数共に目標を大幅に超える成果を収めたことは高く評価できる。情報発信は正確なデータや研究成果をどのように国民に普及させていくかが重要である。健康・栄養に関する情報を専門家ばかりでなく、さらに国民向けにも充実させ引き続き効果的な情報発信に努められることを期待する。

なお、一定の成果が得られた知見は、より積極的に公表することを希望する。

（２）業務運営の効率化に関する措置について

①運営体制の改善に関する事項について

運営会議や各種委員会を通じて、情報を共有し研究所の課題を明確にし、業務改善への取り組み、役員、研究部門及び事務部門の連携がとれる体制が強化されていたこと、研究所セミナーによる研究者の交流が頻繁に行われていること、情報公開も適切に実施されていたことなど、各事項に対して適切に遂行されており評価できる。

②研究・業務組織の最適化に関する事項について

研究室の強化や運営状況の評価など、研究・業務組織の最適化に関する

取り組みは中期計画を上回っていると評価できる。また、民間企業・大学等からの研究者受け入れ及びそれらに対する客員教授等の研究者派遣は高い水準で行われており、連携・交流の実をあげていることなどの取り組みは研究所全体の活性化に向けて努力していることであり、高く評価できる。

③職員の人事の適正化に関する事項について

資質の高い人材の採用をはじめ、東日本大震災被災者の食事摂取状況調査等の重点業務へ対応した人員配置等、職員の人事の適正化へ向けた取り組みは中期計画を上回っている。

また、女性研究者を2名採用し、常勤研究員29名中、女性研究員17名という実績を上げていることは高く評価できる。

女性の多い職場となっていることから、ワークライフバランスへの配慮がなされていること、フレックスタイムなど先進的で良い取り組みを行っていることから、女性が多い研究所として、他の先例として、引き続き推進することが望まれる。

④事務等の効率化・合理化に関する事項について

一般管理費、人件費及び業務経費に対する削減は、目標を大幅に超える水準で推移しており、高く評価できる。効率化・合理化については、対前年比7,600万円の削減を達成するなど高い水準で行われており、評価できる。

なお、削減額は大きい調査・研究の質の低下につながらないように配慮されることが望まれる。

⑤評価の充実に関する事項について

内部評価・外部評価は適切かつ厳格に遂行されており、評価できる。研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価は適切に行われており評価でき、中期計画どおり着実に実行されている。

⑥業務全体での効率化について

中期目標期間の数値目標（平成22年度を基準として一般管理費（△10%）、人件費及び業務経費（△5%））に対して、一般管理費（△11.6%）、人件費（△19.1%：人件費は国家公務員の給与減額特例法に準じた減額支給措置による減額率8.7%が含まれる）、業務経費（△24.5%）となっており、業務運営全体での効率化は目標を大幅に上回る実績であり、適切なコスト削減と効率化されている点は高く評価する。

(3) 財務内容の改善等について

①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

外部研究資金その他の自己収入の増加に関しては、競争的資金を研究費の50%以上確保するという目標に対して、54.39%という高い水準を達成できたことは高く評価できる。共同・受託研究及び寄付研究においても、昨年度を上回る実績を上げており、高く評価でき、平成25年度の目標を十分に達成しているといえる。

②経費の抑制に関する事項について

経費の抑制については、事務処理の効率化や機器設備の共同利用の促進等、経費の抑制に向けての取り組みや人的資源の有効活用に加え、研究部・センターごとの予算執行状況を研究所内で共有することで、職員のコスト意識を醸成するなどのコスト管理を行い、交付金全体で昨年度比12.3%の削減ができたことは高く評価できる。

(4) その他業務運営に関する措置について

当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保に関する取り組みを中期計画どおりに進めている。特に、セキュリティに関しては講習会を数多く実施し徹底するとともに、「情報ネットワークセキュリティポリシー」を見直すなどの努力も払われており、高く評価できる。

なお、今後は、Facebook や Twitter 利用者が多くなると二次転用などの情報管理対策がさらに重要になることから、引き続き、情報管理の徹底を期待する。